

平成27年6月5日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

口頭弁論終結日 平成27年3月25日

判 決

鳥取市下味野415-1

原 告

宮 部 慎 太 郎

鳥取市尚徳町116番地

被 告

鳥 取 市 長

深 澤 義 彦

同訴訟代理人弁護士

駒 井 重 忠

同

西 川 弘 康

同訴訟復代理人弁護士

今 田 慶 太

同所

被 告

鳥 取 市

同代表者兼処分行政庁

鳥 取 市 長

深 澤 義 彦

同訴訟代理人弁護士

駒 井 重 忠

同

今 田 慶 太

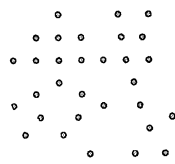
主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告鳥取市長が、鳥取市下味野地区の住民に対し、平成23年7月20日以降に納期限が到来する固定資産税及び都市計画税の減免部分の徴収を怠ることが違法であることを確認する。



- 2 鳥取市長が鳥取市下味野地区の住民に対し平成23年7月20日以降に納期限が到来する固定資産税及び都市計画税を減免した処分を取り消す。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、鳥取市の住民である原告が、鳥取市長が同和対策事業に関して鳥取市下味野地区（以下「下味野地区」という。）の住民に対してした、固定資産税・都市計画税の減免措置及びこれに伴う減免部分の不徴収は、明治4年8月28日付け太政官布告449号（以下、原告の用いる呼称に従い「解放令」という。）に反する違法なものであるとして、平成23年7月20日以降に納期限が到来する上記各税につき、①地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被告鳥取市長に対し、同地区に所在する固定資産の固定資産税及び都市計画税のうち減免された部分の徴収を怠ることが違法であることの確認を求め、②地方自治法242条の2第1項2号に基づき、被告鳥取市に対し、処分行政庁である鳥取市長がした上記減免に係る処分の取消しを求める住民訴訟である（なお、以下においては、上記②の請求に係る処分行政庁としての鳥取市長についても、上記①の請求に係る当事者の表示と区別せずに、被告鳥取市長と記載する。）。

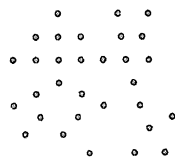
### 2 関係法令の定め

別紙のとおり

### 3 前提事実（証拠等認定の根拠を示さない事実は、当事者間に争いがない。）

#### (1) 被告鳥取市の同和対策事業の内容

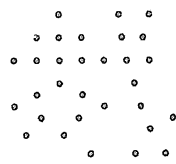
ア 被告鳥取市は、地方税法367条の委任に基づき、鳥取市税条例（乙1。以下「市税条例」という。）58条1項で固定資産税の減免に係る要件を定めている。また、地方税法702条の8第1項は、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の賦課徴収の例によると定めているところ、被告鳥取市は、市税条例153条で同様の定めを置いている（別紙の1，2参照）。



イ 被告鳥取市は、平成9年5月1日から施行された鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領（乙2。別紙の3参照）6項1号において、「特別な事情がある者」の所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置（市税条例58条1項4号，153条）の一環として、「同和対策に係る」減免措置をこれに含ましめるものとし、かつ、その具体的な基準等は、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（甲11。以下、同要綱を「本件要綱」という。）によるものとした。

ウ 本件要綱は、平成7年8月1日から施行されているところ、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）2条（別紙の4，5参照）に規定する対象地域及び市長が別に定める地域（以下、併せて「本件対象地域」という。）の住民が所有する固定資産のうち、市長が定める区域内にある土地及び家屋について、固定資産税の減免額を、当該年度分の課税標準額の合計額（当該合計額が1500万円を超えるときは、1500万円とする。）に対応する固定資産税の税額に減免率（100分の50）を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とすることとし、対応する都市計画税の減免額は、固定資産税の例より計算した額によることとした（本件要綱3条）。

エ 本件要綱は、平成23年4月1日、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱（乙3。以下、「廃止要綱」という。）により廃止されることとなった。しかしながら、本件要綱により固定資産税及び都市計画税の減免措置を受けていた者については、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、上記減免率を100分の25とした上で本件要綱はその効力を有するものとした（廃止要綱附則2項。以上の本件要綱又は廃止要綱に基づく減免に係る措置を以下「同和対



策減免措置」という。)

オ 被告鳥取市長は、以上の法令等に基づき、平成24年3月31日まで、同和対策減免措置を実施してきた(乙8)。

## (2) 住民監査請求及び本件の提訴

ア 原告は、平成24年7月20日、鳥取市監査委員に対し、「平成23年7月20日以降の納期限に下味野地区で同和減免された固定資産税及び都市計画税を徴収することを求める」住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)をした(甲2)。

イ 鳥取市監査委員は、平成24年8月28日、本件住民監査請求を棄却した(甲3)。

ウ 原告は、平成24年9月26日、当裁判所に対し、本件訴訟を提起した(職務上顕著な事実)。

## 4 争点

- (1) 監査請求前置違反の有無
- (2) 下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無
- (3) 同和対策減免措置の違法性

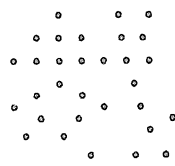
## 5 当事者の主張

- (1) 監査請求前置違反の有無(争点(1))について

ア 被告らの主張

住民監査の対象が特定されていない住民監査請求は不適法であり、不適法な住民監査請求を経たにとどまり、適法なそれを経ていない訴えは、監査請求前置主義に違反する違法な訴えである。

本件住民監査請求は、下味野地区の住民に対して同和対策減免措置がされたこと及びこれに基づく減免部分に対する徴収懈怠が存在することを明らかにすることなくされたものであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、原告が提出したその他の資料等を総合しても、



監査請求の対象となるべき行為等が他の行為等と区別して特定認識できる程度に個別的，具体的に摘示されておらず，対象の特定を欠く違法なものである。

したがって，本件訴えは，不適法な住民監査請求しか経ていない違法な訴えである。

#### イ 原告の主張

本件住民監査請求は，被告鳥取市長が，下味野地区が同和地区であることを理由として，下味野地区において，平成２３年度，本件要綱及び廃止要綱に基づき，同和対策減免措置を行ったことを明確に摘示し，下味野地区に対する同和対策減免措置及び減免部分に係る徴収懈怠の事実を特定したものであり，適法な住民監査請求である。

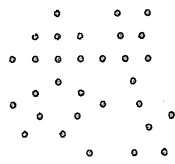
#### (2) 下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無（争点(2)）について

##### ア 原告の主張

下味野地区内には磯多村が存在していたところ，被告鳥取市は，昭和５１年から同５５年まで，下味野地区において，同和対策事業として小集落改良事業をしている。このように，下味野地区は，旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律２条に規定する「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」に該当することとなる（なお，原告は，旧同和対策事業特別措置法（昭和４４年法律第６０号。別紙の６参照）を摘示するが，両法律において「対象地域」の定義は同義である。）。そして，被告鳥取市長は，そのことを前提として，下味野地区内に存在する土地及び家屋について，同和対策減免措置をした。

したがって，下味野地区の土地及び家屋に係る同和対策減免措置は存在する。

##### イ 被告らの主張



争う。被告鳥取市長が、平成23年度まで、本件要綱及び廃止要綱に基づき、同和対策減免措置をしていたことは前提事実のとおりであるが、そのことは、下味野地区内の土地及び家屋について同和対策減免措置をしたことを意味しない。

### (3) 同和対策減免措置の違法性（争点(3)）について

#### ア 原告の主張

太政官布告明治4年8月28日付け第449号（解放令）により、被差別身分は廃止され、その居住地に対する地租の減免を見直すこととされた。解放令は、大日本帝国憲法76条1項に基づき法令としての効力が引き継がれ、また、同21条の納税の義務に関する法律事項であるため、法律として引き継がれた。解放令は、現行憲法と矛盾しておらず、廃止されたことはないため、現在も法律としての効力を有する。

他方、地方税法367条は、同和対策を理由とする減免を許すことは明示していないところ、解放令の趣旨に照らせば、同和対策を理由とする減免は禁止されているとみるべきである。

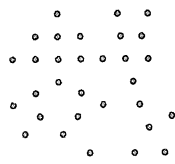
したがって、下味野地区内の土地及び家屋について同和対策減免措置をすることは、解放令に反する違法なものである。

#### イ 被告らの主張

同和対策減免措置は、解放令と関連するものではなく、地方税法及び市税条例に基づく処分である。

また、市長がいかなる固定資産を固定資産税の減免の対象にするかは、当該固定資産税の減免という手段によって達成しようとする行政目的の下において行使される市長の合理的裁量に委ねられており、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと認められる限りにおいて違法となるというべきである。

国は、同和問題の解決のため、旧同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）、旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）、旧



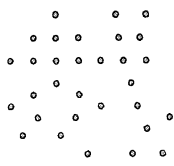
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 6 2 年法律第 2 2 号）をそれぞれ施行し、対象地域に対する必要な特別の措置を講じてきたところ、被告らにおいても、同和地区に所在する土地や建物等の資産が私人間において取引されにくいという差別の実態に鑑み、対象地域の住民の生活の安定、福祉の向上等に資することを目的として、昭和 4 8 年から、固定資産税等の減免措置を実施し、平成 7 年からは、本件要綱に基づくこととなった。その後、被告鳥取市は、平成 1 9 年度の第 4 次鳥取市同和対策総合計画において、被告鳥取市の同和対策諸施策の見直しを行い、特別対策を終了させるとともに、部落差別の実態と課題を踏まえながら一般対策へと移行して同和行政を実施することとした。ただし、特別対策から一般対策への移行にあたり、過去の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう円滑な移行を図るべく、必要な限りにおいて激変緩和措置を講ずることとなり、廃止要綱附則 2 項に基づき、減免率を 5 0 パーセントから 2 5 パーセントに下げた上で、平成 2 3 年度に限り、本件要綱の効力を有することとした。

そして、鳥取県内の同和地区の経済レベルは、鳥取県平均よりもかなり低い層が大半を占めているといった実態の下においては、固定資産税等の減免措置によって経済的自立支援を行うことは、上記目的に資するものである。したがって、同和対策減免措置は、被告鳥取市長の合理的裁量の範囲内にあるというべきであり、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえず、地方税法 3 6 7 条に規定する「特別の事情」、市税条例 5 8 条 1 項 4 号の「特別な事情」に該当するものとして、適法である。

### 第 3 判断

#### 1 下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無（争点(2)）について

便宜上、下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無（争

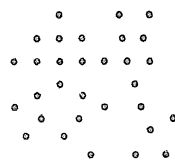


点(2))について先に検討する。

前提事実、証拠（甲1, 5, 8, 10, 12, 20ないし25, 27, 29, 30 [枝番号を含む。]）及び弁論の全趣旨によれば、①被告鳥取市長が、遅くとも平成9年4月より、本件要綱に基づき、本件対象地域の住民が所有する固定資産のうち、被告鳥取市長が定める区域内にある土地及び家屋を対象資産とした上で、対象資産について同和対策減免措置をしており、対象資産には同和地区に存在する宅地、建物等の資産を想定していたこと、②被告鳥取市長が、平成23年度に限り、同和対策減免措置について、減免率を25パーセントとした上で、平成24年度からは同和対策減免措置を廃止したこと、③部落解放史等の史料において、下味野地区内に穢多村が存在していたとの記載があること、④被告鳥取市が、昭和51年から55年にかけて、下味野地区内において、同和対策事業の一環として小集落改良事業をしたこと、⑤被告鳥取市が発行する広報誌等において、下味野地区の住民が、同和問題に対する取組みや同和問題に係る過去の経験等を投稿した記事があること、⑥平成9年4月の時点において、相談業務や啓発活動等を行う隣保館が下味野地区を対象地区として設置されていることが、それぞれ認められる。

しかしながら、同和対策減免措置の対象資産は、上記のとおり、本件対象地域の住民が所有する固定資産のうち、被告鳥取市長が定める区域内にある土地及び家屋であるところ、上記①ないし⑥の事実によっては、被告鳥取市長が、平成23年度時点において、下味野地区の全部又は一部を、同和対策減免措置をとるべき区域として指定した上で、下味野地区内の土地及び家屋に対して同和対策減免措置をしたとの事実を認めるに足りず、ほかに、そのような事実を認めるに足りる証拠はない（なお、本件審理の過程で、原告は、「平成23年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書」の文書提出命令を求めたが、当裁判所はこれを却下し、広島高等裁判所松江支部はこれに対する抗告を棄却した。これに対し原告は、さらに特別





抗告の申立てをしたが、最高裁判所はこれを棄却した。))。

したがって、被告鳥取市長が、平成23年度、下味野地区内の土地及び家屋について同和対策減免措置をしたと認めることはできない。

2 以上の認定を前提とすると、本件各請求に係る訴えは、次のとおり、いずれも訴訟要件を欠く不適法な訴えということになる。

(1) 地方自治法242条の2第1項3号に基づく請求について

地方自治法242条の2第1項3号に基づく、怠る事実の違法確認請求に係る訴えにおいては、当該怠る事実の存在を前提として、その違法性が本案の問題となるのであるから、当該怠る事実の存在は訴訟要件になり、当該怠る事実の存在を原告において立証できない限り、不適法な訴えになるというべきである。

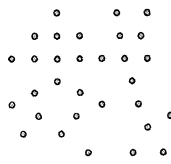
原告は、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被告鳥取市長に対し、下味野地区内の土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税のうち減免された部分の徴収を怠ることが違法であることの確認を求めているところ、上記1の認定のとおり、被告鳥取市長が、同地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置をしたとは認められないことから、これを前提とする、被告鳥取市長の、減免部分の徴収懈怠という事実もまた認められないこととなる。

したがって、上記請求に係る訴えは不適法である。

(2) 地方自治法242条の2第1項2号に基づく請求について

地方自治法242条の2第1項2号に基づく、行政処分たる当該行為の取消請求に係る訴えにおいては、当該行為の存在を前提として、当該行為の違法性が本案の問題となるのであるから、当該行為の存在は訴訟要件になり、当該行為の存在を原告において立証できない限り、不適法な訴えになるというべきである。

原告は、地方自治法242条の2第1項2号に基づき、被告鳥取市に対し、下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の取消しを求めている。



るところ，上記１の認定のとおり，被告鳥取市長が，下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置をしたとは認められない。

したがって，上記請求に係る訴えは不適法である。

#### 第４ 結論

以上によれば，原告の訴えはいずれも不適法であるから，その余の争点を検討するまでもなく，いずれも却下することとし，訴訟費用の負担について，行政事件訴訟法７条，民事訴訟法６１条を適用して，主文のとおり判決する。

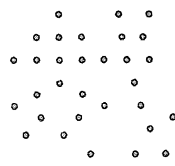
鳥取地方裁判所民事部

裁判長裁判官      大   島   雅   弘

裁判官      力   元   慶   雄

裁判官山崎岳志は出張中につき署名押印できない。

裁判長裁判官      大   島   雅   弘



(別紙)

## 関係法令の定め

### 1 地方税法（昭和25年法律第226号）

#### 第367条（固定資産税の減免）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

#### 第702条の8（都市計画税の賦課徴収等）

1項 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2項以下 省略

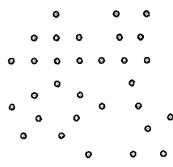
### 2 鳥取市税条例（鳥取市条例第10号。乙1）

#### 第58条（固定資産税の減免）

1項 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

(1)ないし(3) 省略

(4) 前3号に定めるものを除くほか、特別な事情がある者の所有する固定



## 資産

2 項以下 省略

### 第 1 5 3 条（賦課徴収等）

都市計画税の賦課徴収は，固定資産税の賦課徴収の例によるものとし，固定資産税を賦課し，及び徴収する場合に併せて賦課し，及び徴収する。

## 3 鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領（乙 2）

### 第 1 項 趣旨

この減免措置取扱要領は，鳥取市税条例第 5 8 条の規定に基づく固定資産税及び都市計画税に係る減免の取扱について，必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 項 減免対象者

納税者から 3 ～ 6 の申し出があり，調査の結果減免をすることが適当と認められる者

### 第 3 ないし 5 項 省略

### 第 6 項 特別な事情のある場合（市税条例第 5 8 条第 1 項第 4 号）

#### （1）同和対策に係る減免

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱による。

#### （2）ないし（4） 省略

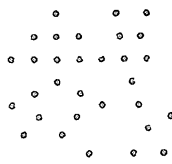
### 第 7 項 施行期日等

省略

## 4 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 6 2 年法律第 2 2 号）

### 第 2 条（地域改善対策特定事業）

この法律において「地域改善対策特定事業」とは，旧地域改善対策特別措



置法（昭和 57 年法律第 16 号。以下「旧地域改善法」という。）第 1 条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善，産業の振興，職業の安定，教育の充実，人権擁護活動の強化，社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

## 5 旧地域改善対策特別措置法（昭和 57 年法律第 16 号）

### 第 1 条（目的）

この法律は，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり，歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善，産業の振興，職業の安定，教育の充実，人権擁護活動の強化，社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより，対象地域における経済力の培養，住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

## 6 旧同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）

### 第 1 条（目的）

この法律は，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり，歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに，この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより，対象地域における経済力の培養，住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。



これは正本である。

平成 2 7 年 6 月 5 日

(庁名) 鳥取地方裁判所民事部

裁判所書記官 松 本

